

平成 28 年度 事業計画について

I 平成 28 年度事業推進の基本方針

平成 23 年 1 月に完全施行された商品先物取引法の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、「コンプライアンス体制確立プログラム」を実行し、会員の内部管理体制の強化に努めてきたところであり、この実績を踏まえ、日常的な事業活動を通じて引き続き会員のコンプライアンス水準の向上に取り組んでいく必要がある。

また、こうした取組みが評価され、昨年 6 月の不招請勧誘規制の見直しの省令改正にもつながったところである。

平成 28 年度は、商品先物取引業の許可更新の時期を迎えるとともに、株式会社東京商品取引所の新システムの稼働による取引形態の多様化、コモディティに関する基調の変化に伴う価格変動の高まりといった状況が想定される所であり、①商品先物取引業の社会的信頼性の向上、会員のコンプライアンス水準の向上の取組支援、②会員が行う商品先物取引業務の側面支援、③能率的な協会運営、財政の安定、の 3 点を事業推進の基本方針とした上で、商品先物取引業界を取り巻く状況を考慮し、次の課題に優先的に取り組むこととする。

第一に、7 月から実施する内部管理責任者制度の円滑なスタートに全力を挙げて取り組むなど会員のコンプライアンス水準の向上に継続的に取り組む。

第二に、平成 29 年 1 月は商品先物取引法が完全施行されて 6 年経過することから、会員の商品先物取引業の許可の更新時期が順次到来するため、主務大臣に対する更新申請が滞りなく進むよう会員の支援を行う。

第三に、外務員の資質向上を引き続き図ることとし、テキストや講習内容の改訂等により資格試験、更新講習の的確な運営を行う。

II 平成 28 年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

(1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理責任者制度の円滑なスタート（内部管理責任者等資格研修等の設営、社内体制の構築に係る支援）
- ② 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保に向けた調査、指導
- ③ 苦情及び紛争の発生状況等を踏まえたコンプライアンス体制の維持、確立のための改善指導
- ④ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

(2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備

- ① 自主規制ルールの整備
- ② 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底

(3) 会員の監査

- ① 商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じた社内監査項目、着眼点、留意点等の検討
- ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- ③ 会員の商品先物取引業務に関する監査の実施
- ④ 会員の財務、経理に関する調査、監査の実施

- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を活かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知
- (5) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 試験問題の見直し
 - ② テキストの改訂
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
 - ① 講習内容の見直し
 - ② 登録更新システムの改修
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の開催
 - ② 外務員等の教育用教材の制作

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイトのコンテンツの充実、強化
- (2) 協会の認知度向上策の実行
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ マスコミ報道機関等への情報提供

以 上